

令和6年 第3回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和6年第3回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年3月22日(金)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和6年3月22日 午前9時30分				
	閉会	令和6年3月22日 午前10時31分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	平川 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 18 番	平川 眞由美	席番 19 番	山迫 洋一		
職務のため出席 した者職氏名	局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	竹之内	主幹兼農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	○	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	○	10	立根 重信	×
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	○
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	○	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	○
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第15号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第16号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第18号 非農地証明願の承認について 議案第19号 農用地利用集積計画決定について 議案第20号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について 議案第21号 非農地通知に係る対象農地の承認について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和6年第3回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、山下直樹委員、坪田委員、脇田祐二委員、春田委員、立根委員、工藤委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番18番平川委員と、席番19番山迫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過についての報告をお願いしますが、現在のあっせん委員につきましては、3月31日をもって農業委員としての任期が満了するため、同日をもってあっせん委員の職を解くこととしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、活動の継続で報告される申出に係るあっせん委員につきましては、4月1日の臨時総会において改めてあっせん委員の指名に係る議案を提案することといたします。</p>
委員	坂中	<p>それでは、坂中委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2月の総会で依頼のありましたあっせんが、成立しましたので報告します。</p> <p>4ページのあっせん成立資料4番です。</p> <p>所在地、地目等は資料のとおりですが、場所は県道523号志布志有明線の市役所有明庁舎入り口から、蓬原方面へ400m進み四差路を左折し、下野井倉集落方面へ400m進んだ右側に2筆、そこから100m進んだ右側に3筆、さらに100m進んだ右側に1筆あります。</p> <p>譲受者は、志布志市有明町野井倉にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。株式会社〇〇は農地所有適格法人で、主に甘藷10ha、水稻50ha、馬鈴薯20haを作付けされており、農機具はトラクター15台、田植機3台、コンバイン3台ほかを所有しております。</p> <p>法人事務所から2分の距離にあります。あっせん価格は総額で80万円でした。</p> <p>あっせん委員は春田委員と私、坂中でした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、御苦労さまでした。続きまして、脇田廣昭委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>1月の総会で依頼のありました〇〇さん分のあっせんが成立しましたので</p>

		報告します。 4 ページ、あっせん成立資料番号 5 番でございます。 所在、地目等は資料のとおりで、場所は川路自治会公民館より表集落へ 200 m ほど進み、旧川辺商店から右折し、宮田ファームボンドへ繋がる農道を 500 m ほど進んだところに、営農型発電設備が出てきますが、その手前の T 字路を右へ入り、30m ほど進んだ右側の畑でございます。 譲受者は松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。主に、甘藷、水稻を栽培されており、農機具はトラクター 3 台、甘藷ハーベスター 1 台、管理機 1 台、トラック 3 台、その他、田植機、バインダー、脱穀機を各 1 台保有されております。 譲受者宅からは、車で 2 分のところでございます。あっせん価格は、畑 701 m ² で、総額 10 万円でした。 あっせん委員は工藤委員と私脇田でございます。
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。続きまして、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました〇〇さん申出分は、価格等について、なかなか折り合いがつかず、活動を継続していきたいと思っております。 以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。続きまして、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	2 月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせんにつきましては、昨日、今までの経過報告に行ったところ、あっせんを取り下げることだったのですが、また今朝、電話がありまして、もう少し頑張ってくれということでしたので、継続したいと思っております。
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。続きまして、永屋委員の報告をお願いいたします。
委員	永屋	2 月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。 資料は 4 ページ、あっせん成立資料の 6 番になります。 所在、地目等は資料のとおりですが、場所は有明町原田の宇都中学校から南東へ 500m 行ったところの田になります。 譲受者は、志布志町安楽の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん 72 歳です。主に露地野菜、水稻を栽培されており、農機具は、トラクター 8 台、田植機 2 台、コンバイン 3 台等を保有されております。 法人事務所から車で 7 分の距離にあります。あっせん価格は、田 2,998 m ² で 120 万円でした。 あっせん委員は立根委員と私、永屋でした。 以上で報告を終わります。
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。続きまして、吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	2 月の総会で依頼のありました〇〇さん申出分について報告いたします。 希望価格と現在の相場とかけ離れておりまして、なかなか決まらないとこ

<p>議長 萩迫</p>	<p>ろでございますが、次期総会には報告できるものと思います。</p> <p>はい、御苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。</p> <p>3月1日、志布志庁舎で開催されました志布志市農業再生協議会総会に出席、3月4日、事務局との事務打合せ、12日に議案打合せを行いました。3月14日、農地所有適格法人、適格要件届出書の提出に伴う現地調査を職務代理者である吉野委員にも同行いただき、実施したところでございます。</p> <p>3月15日、志布志庁舎で開催されました志布志市農業振興対策協議会に、18日、農業公社令和5年度第2回評議員会に、それぞれ出席しました。</p> <p>また、2月26日有明庁舎、27日志布志市文化会館、28日やっちくふれあいセンターでそれぞれ開催されました農政畜産課主催の地域計画座談会に坂中委員、宮脇茂樹委員、中之内推進委員、安樂委員、井久保委員、谷宮推進委員、隈元委員、脇田廣昭委員、工藤推進委員、池袋推進委員に出席いただきました。</p> <p>3月6日、東京都で開催されました女性の農業委員会活動推進シンポジウムに平川委員に出席いただきました。以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、7件の申請でございます。まずは、6ページ、番号23番について審議いたします。井久保委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 井久保</p>	<p>会長より依頼のありました番号23を報告いたします。</p> <p>譲渡人は志布志町志布志の〇〇に入所されている〇〇さんで、譲受人は志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。お2人は、親子関係です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道65号志布志高岡口線を北上し、志布志警察署森山駐在所からさらに300mほど進んだ山裾集落へ抜ける市道へ右折し、市道を道なりに660mほど進んだ送電線の鉄塔の手前40mほどの右手の小高い丘の上にあります。</p> <p>申請地は、北東側に向けてなだらかな傾斜地となっていて、幹が10センチから15センチほどの梅の木15本ほどが、10mほどの間隔を空けて均等に植えてあります。剪定もされており、梅の木と梅の木の間は除草のためか、トラクターによる耕うんがされておりました。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、総会資料5ページの営農計画書にもありますように、高等学校の教員で、今年3月定年退職の予定です。以後の生活基盤としての営農を計画されております。農機具はトラクター1台、田植機1台を確保しております。申請地では、梅の実の生産を継続し、畝間には焼耐用の甘藷を作付けしたいとのことでした。農業従事者は本人及び配偶者の2人です。権利取得後の作付面積は、4,176㎡となります。下限面積要件については、令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和6年法律第56号の施行により廃止されていることから、令和5年5月の定例総会で示されました下限面積要件撤廃後の現地調査における確認シート案に従い確認した結果、権利移転に支障はないものと判断いたしました。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りしませす。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませす。次に、番号24番について審議いたしませす。宮脇茂樹委員の報告をお願ひいたしませす。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありませした番号 24 を報告いたしませす。</p> <p>譲渡人は、曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さん 67 歳です。</p> <p>譲受人は有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん 64 歳です。</p> <p>申請者は議案書に記載されておるとおりで、申請地の場所は伊崎田にあるセブンイレブンから市役所所有明庁舎方向に 500m 進んだ有明塗装店の先を左折し、200m 進んだ左側にありませす。譲受人宅から1分のところになりませす。</p> <p>〇〇さんは、配偶者と甘藷、水稻を栽培されておると、申請地には甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター3台、耕運機1台、ダンプ、軽トラック等を保有しておるとしませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>御審議方、よろしくお願ひしませす。</p>
議長	萩迫	はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りしませす。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませす。次に、番号25番について審議いたしませす。平川委員の報告をお願ひいたしませす。
委員	平川	<p>会長より依頼のありませした番号 25 を報告いたしませす。譲渡人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん 59 歳で、譲受人は同じく伊崎田にお住まいの〇〇さん 64 歳です。申請地は議案書に記載されておるとおりで、申請事由は相手方の要望、規模拡大です。</p> <p>申請地の場所は、伊崎田鍋集落の中央を通る街道の点滅信号から有明大橋方面に 800m 進んだ下り坂になったところを左折し、上って行くと丘になっておるとしませす。そこに広がった畑の中を 50m 進んだ左側になりませす。譲受人宅からは車で5分のところにおるとしませす。</p> <p>〇〇さんは、両親がご健在のときは、3人でお茶と園芸、水稻を作付けされておるとしませす。1人になった現在、お茶はいろは農園に貸して、園芸と水稻だけをされておるとしませす。申請地にはキャベツを作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台を保有されておるとしませす。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況から支障はないと思われます。</p> <p>御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号26番について審議いたします。上野委員の報告をお願いいたします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 26 を報告いたします。譲渡人は、東京都杉並区にお住まいの〇〇さん 76 歳です。</p> <p>譲受人は志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さん 76 歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所有明庁舎から南へ 400m 行った県道 523 号志布志有明線を蓬原方面へ 1.6 km ほど行った蓬原橋を渡り、道なりに約 1 km 進んだ原田機械店からさらに 200m 進んだ先を左折し、200m 進んだ左側になります。</p> <p>譲受人宅からは、車で 10 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者で、夫婦でお茶を栽培されておりますが、申請地にもお茶を作付けする予定とのことです。また、トラクター 1 台、耕運機 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号27番について審議いたします。永屋委員の報告をお願いいたします。
委員	永屋	<p>会長より依頼のありました番号 27 を報告します。</p> <p>譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は有明町野神にお住まいの〇〇さん 72 歳です。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は有明町の宇都中学校より南東へ 200m の位置になります。</p> <p>譲受人宅から車で 5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは配偶者と 2 人で、水稻とキャベツを主に栽培されており、申請地にも水稻、キャベツを作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台、トラック 2 台を保有しています。申請地の隣の田も譲受人の〇〇さんが</p>

		耕作しています。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		御審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、28番について審議いたします。立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	会長より依頼のありました番号28を報告いたします。 譲渡人は兵庫県伊丹市にお住まいの〇〇さん74歳です。 譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さん71歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、場所は国道269号線沿いの山重小学校の前から鹿屋方面へ500m行き、青雲食堂跡地を左折し、300m行った田淵自治会公民館に隣接するところす。 〇〇さんは現在、山重校区のコミュニティ協議会の会長をされ、夫婦で甘藷と米を主に栽培されております。 申請地は耕うんされており、甘藷を作付けする予定とのことす。機械類はトラクター1台、耕運機1台、軽トラを保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 御審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号29番について、審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号29を報告いたします。 譲渡人は志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さん62歳で、譲受人は志布志町志布志にお住まいの〇〇さん22歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は安楽曲瀬の浦島釣り具店前から桃木方面へ上がって行ったそおりサイクルセンターを通り過ぎ、500m先の十字路を西側へ200m進んだ右側の畑の奥になります。譲受人宅からは、20分ぐらいのところにあります。 〇〇さんは認定農業者であり、両親、配偶者とハウスピーマン、きゅうりを栽培されております。この場所もハウスを建ててきゅうりを作付けする予定とのことす。トラクター7台、管理機3台を保有されております。

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>御審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p>
委員	福岡 剛	<p>次に、日程第5、議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>10ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された福岡 剛委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第15号番号3番について報告します。</p> <p>調査日は3月6日、調査委員は宮脇勇委員、池袋委員と私、福岡です。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、司法書士の〇〇さん、申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>申請地の場所は、高下谷公園から市道山之口・鍋1号線を西へ1.8km進み、市道鍋・字尾1号線と交わる交差点の220m手前を右折し、100m進んだ先の右側に位置します。</p> <p>除外の目的は一般住宅です。生活排水等は、合併浄化槽で処理し、雨水は水路放流します。合併浄化槽等の水路、流末は東側の既存の用悪水路へ放流します。また、申請地は盛土を行い、隣接地の農地とは土留めの工事を行う予定です。</p> <p>申請地の農地区分は、農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を、満たしていると思われます。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとの意見の一致をみました。</p> <p>御審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号4番を審議いたします。現地を調査され</p>

<p>委員 宮脇茂樹</p>	<p>た宮脇茂樹委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第 15 号番号 4 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 3 月 6 日、調査委員は、安樂委員、中之内委員と私、宮脇です。</p> <p>申出人は〇〇さんです。今回、息子さんの住宅を建てようとしたところ、今住んでいる住宅、倉庫、車庫が、違反転用していたことがわかったため、始末書をもって除外、用途区分変更についての申請をするところです。</p> <p>総会資料は、〇〇さん関係分が 11 ページから 21 ページまであります。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人と行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、有明町野神の J A あおぞら西部支所から市道重田・岩屋線を東に 1.2 km 進んだ左側に位置します。</p> <p>除外の目的は農家住宅です。排水は、違反転用したところは駐車場や出入口だったため、排水の方は良好でした。</p> <p>申請地の農地区分は 10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>委員 萩迫</p> <p>はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号 5 番を審議いたします。同じく、現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いします。</p>
<p>委員 宮脇茂樹</p>	<p>議案第 15 号、番号 5 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 3 月 6 日、調査委員は安樂委員、中之内委員と私、宮脇です。</p> <p>申請人は、〇〇さんです。</p> <p>立会人と申請地の場所等は、4 番と同じでございます。</p> <p>用途区分変更の目的は、農業用倉庫と、農業用車庫です。</p> <p>周囲の状況は北側宅地、東側宅地、南側畑、西側畑です。始末書がついております。</p> <p>申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分変更及び農地転用しても問題ないのではないかと</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>委員 萩迫</p> <p>御審議方、よろしくお願</p> <p>はい、御苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号6番を審議いたします。同じく、現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いします。
委員	宮脇茂樹	議案第15号、番号6番について報告いたします。 調査日は3月6日、調査委員は安樂委員、中之内委員と私、宮脇です。 譲渡人は有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、鹿屋市寿四丁目にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、〇〇さん本人と行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、4番、5番と同じでございます。 除外の目的は農家住宅です。排水のうち、汚水処理は合併浄化槽で処理し、南側にある市道の側溝に流すとのことでした。南側には畑がありますが、配水管を深く埋めて、側溝に流すということでした。また、周囲にはコンクリートブロックを積み、土砂や雨水等が隣接地に流出しないようにするとのことでした。 申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。 以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致をみました。 御審議方、よろしく願いいたします。
議長 委員 委員 議長	萩迫 井久保 宮脇茂樹 萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 〇〇さんは農業者ですか。 帰ってきて畜産の方を継ぐということでした。 よろしいですか。 他に御意見ございませんか。御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第16号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題とします。
委員	宮脇 勇	12ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。 議案第16号番号3番について報告いたします。

		<p>調査日は3月6日、調査委員は福岡剛委員、池袋委員と私、宮脇です。 譲渡人は志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、長崎県佐世保市にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、司法書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志中央クリニックから市道牧・牧原線を北へ牧原自治会内を450m進んだ自治会のごみステーションを右折し、公衆用道路を50m進んだ先の右側にあります。</p> <p>今回の事業計画変更は、すでに転用許可済みで、許可に関わる目的を達成することが困難となり、当該転用事業者に代わって許可に関わる土地について、今回の申請者が一般住宅を目的とし、事業目的を変更して継承するものです。その他、今回は転用面積が600㎡となっておりますが、当該地入口の進入口から高低差が1.5mほどあるため、進入路の用地110㎡を含んだ600㎡であり、実際の建築面積は490㎡であるとの理由です。</p> <p>申請地の農地区分は、農地の広がり10ha未満となっており、土地改良事業も入っていないため第2種農地のその他の農地に該当いたします。</p> <p>なお、現在調査時に依頼した書類が揃わなかったため、保留の申し出がありましたので、書類がそろった時点での審議をお願いしたいと思います。</p> <p>はい、御苦労さまでした。番号3番につきましては、報告のとおり関係書類の不足等により、保留の申出があったため、継続審議とし、書類等が揃った時点で審議することとしたいと思います。御異議ございませんか。</p>
議長	萩迫	
委員	井久保	協議会をお願いします。
議長	萩迫	協議会とします。
会場		(会場 協議会)
議長	萩迫	再開いたします。ほかに御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第16号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請については、継続審議とすることに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		14ページ、番号3番を審議いたします。番号3番につきましては、先ほどの議案第16号の番号3番と関連がございますので、継続審議としたいと思います。御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、番号3番につきましては、継続審議といたします。次に、番号4番を審議いたします。現地を調査された安楽委員の報告をお願いいたしま

<p>委員 安樂</p>	<p>す。</p> <p>会長より依頼のありました議案第17号番号4番について報告いたします。調査日は3月6日、調査員は、宮脇茂樹委員、中之内委員と私安樂です。事務局より2名の同行がありました。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志町安樂にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲等の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料の通りです。総会資料は、26ページから28ページです。</p> <p>場所は、東九州自動車道志布志有明インター鹿屋方面への入口から、市道飯山通山1号線を南へ850m進み、右折し市道通山山之上2号線を110m進んだ右手に位置します。</p> <p>転用目的は一般住宅です。排水は、左側、公衆道路脇の側溝へ流すとのことでした。周囲についてはコンクリートブロックを積み、土砂雨水等が隣接地に流出しないように措置し、被害の恐れがないようにするとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>以上のことにより調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>御審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第18号、非農地証明願の承認についてを議題とします。</p>
<p>委員 中之内</p>	<p>16ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第18号、番号3番についてを報告いたします。</p> <p>調査日は3月6日、調査員は、安樂委員、宮脇茂樹委員と私、事務局より2名でございました。</p> <p>申請人は、兵庫県伊丹市春日丘〇丁目〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでございました。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましてはそれぞれ議案書及び総会資料の通りでございます。総会資料は29ページから31ページでございます。</p> <p>場所ですが、有明大橋からそお街道を南へ450m進み、右折、市道川添山重線を、700m進み、左折、市道川添線を110m進み、左折した市道鍋中尾線を240m進んだところの、荒れた田の中を180m進んだ正面にあります。</p> <p>この土地につきましては20年以上耕作されていないこと、周りの水田等も原野化が進み、機械等の侵入も難しいことなどから、農地への復元が困難と考えられます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らし、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>御審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	はい、御苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第8、議案第18号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第19号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。
		はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	<p>議案第19号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書18ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は、令和6年3月29日で、面積は畑が1万1,648㎡となっております。所有権を移転する者は4人、所有権の移転を受ける者は、3人で売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書19ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。
		まずは、19ページ、番号3番から番号5番までと18ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説

<p>事務局 桑水</p>	<p>明を求めます。</p> <p>議案第19号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、20ページから50ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書20ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和6年3月29日で、始期は令和6年4月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和6年3月31日となります。設定期間が1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が6万5,503㎡、畑が13万7,371㎡、樹園地が3万7,867㎡で、合計しますと24万741㎡となり、うち更新分は4万4,844㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が63名で、利用権の設定を受けようとする者の数が31名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より32名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、21ページから45ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書46ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和6年3月29日で、始期が令和6年3月31日であります。設定期間は、3年から15年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が5,629㎡、畑が2万1,891㎡、樹園地が3,050㎡で、合計しますと3万570㎡となります。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は8名であります。詳細につきましては、47ページから50ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第19号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>21ページ、番号1番から22ページ、番号5番までにつきましては、〇〇委員に関係がございますが、本日は欠席されておりますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、利用権の設定につきましては、一括して審議することとします。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>21ページ、番号1番から45ページ、番号68番までと、20ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。47ページ、番号1番から、50ページ、番号10番までと、46ページの総括表について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第19号、農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第20号農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	桑水	<p>議案第20号農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明申し上げます。議案書は、52ページから58ページとなっております。</p> <p>今回の促進計画(案)は、始期が令和6年6月1日となるもので、〇〇が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が2万5,230㎡、畑が6万5,572㎡で、合計しますと9万802㎡となっております。農地の貸出者は22名、耕作者となる配分予定者は12名です。</p> <p>借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借り手となる法人も農地所有適格法人であり、特に問題はないと思われま。</p> <p>詳細につきましては53ページから58ページの促進計画案及び配分予定者案選定理由を御確認下さい。</p> <p>以上で、議案第20号、農用地利用集積等促進計画(案)について説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、53ページ、番号1番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、番号1番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>

議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、53ページ、番号2番から58ページ、番号58番までと52ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第10、議案第20号、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第11、議案第21号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	ただいま議題となりました議案第21号、非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明いたします。議案書は60ページから65ページでございます。 農地法第30条に基づき農業委員、農地利用最適化推進委員のほか、協力員の方々の協力の下、実施していただきました農地利用状況調査において、2年連続でB分類となった、いわゆる再生利用が困難な農地と判断された農地に係る非農地通知発出に際し、その対象となる農地の承認を求めるものでございます。 今年度の調査の結果、2年連続B分類と判定された農地について、農用地区域に入っているか否か、畑かんの給水栓が設置されているか否か等を確認したところ、非農地通知の対象となった農地は157筆となりました。詳細は60ページからの明細表をご確認下さい。 以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	ただいま説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、これで決定することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第11、議案第21号、非農地通知に係る対象農地の承認については、提案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。御苦勞様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員